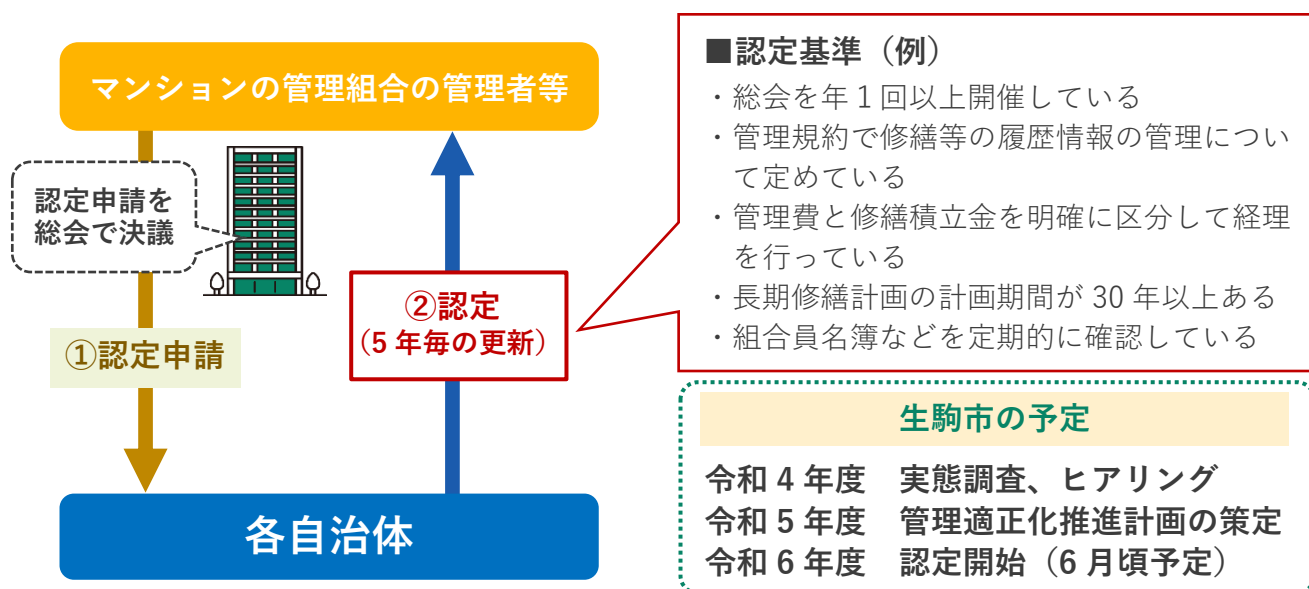


# 「マンション管理適正化法」が改正され 管理計画認定制度が創設されました

## 法改正の ポイント

- ▶ 「管理計画認定制度」の創設
  - ①各自治体が「マンション管理適正化推進計画」を策定（任意）
  - ①管理組合が各自治体にマンションの管理計画を提出
  - ②各自治体が基準に適合したマンションを認定
- ▶各自治体は管理が不適切なマンションに対し、**管理の適正化に向けた助言・指導等が可能に**



## 管理計画 認定の メリット

- ▶住宅金融支援機構の「フラット35」「マンション共用部分リフォーム融資」での**金利が引下げ**
- ▶「マンションすまい・る債<sup>\*</sup>」の**利率が上乗せ**  
※修繕積立金の計画的な積立てや保管・運用をサポートするため、住宅金融支援機構が発行している債券
- ▶認定マンションの名称等が専用サイトで公表されるため、**認定マンションの資産評価が高まる**可能性

マンションの管理や再生に関する詳しい情報は **WEB サイト** をご覧ください

マンション管理・再生ポータルサイト

検索

